

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 八 年 八 月 二六 日

中国四国厚生局長

竹林 経治

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人 俊心会 なかむら耳鼻咽喉科	岡山市北区小山五二番二	令和 八年 十月 一日
女性と家族のクリニック	岡山市北区表町一丁目九番六五号	〃
みやびウロギネクリニック	岡山市北区表町一丁目四番一号	〃
岡山博愛会 御幸町クリニック	岡山市中区御幸町四―一	〃
シスターズ皮フ科	岡山市中区倉田五〇七―一	〃
医療法人社団 新風会 マツミクリニック	倉敷市玉島中央町一丁目四番八号	〃
やまだ皮フ科クリニック	倉敷市新倉敷駅前三丁目一三七番地	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和八年八月二六日

中国四国厚生局長

竹林經治

[illegible]

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 八年 八月 二六 日

中国四国厚生局長

竹林 経治

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
いちのみや薬局	岡山市北区一宮山崎二七九―七	令和 八年 十月 一日
富永薬局	岡山市北区奉還町一―二―七	〃 十四日
足高薬局下石井店	岡山市北区下石井二丁目八―六三木第一ビル	〃 一日
足高薬局表町南店	岡山市北区表町一丁目一〇―一―一ふぢりやビル一F北	〃
アテナ薬局	岡山市中区倉田五〇七番地九	〃
調剤薬局マツモトキヨシmatsumotokyosilab岡山駅B―1店	岡山市北区駅元町一―一	〃
きび薬局	総社市総社二―二〇―一	〃
ミント薬局	岡山市東区瀬戸町光明谷二二一―一	〃